

論壇

コーポレートガバナンスと税理士の機能

中小企業のコーポレートガバナンスの先にあるもの

1. 中小企業におけるコーポレートガバナンス

コーポレートガバナンス(企業統治)については、上場会社を中心として様々な議論がされてきた。上場会社は「所有と経営が分離」されており、会社の所有者である株主から経営の委任を受けた経営者(取締役等)が、株主利益の最大化を経営目標として営利活動を行っている。一方で、経営者は、株主利益の最大化以外の目標を設定し、経営者による会社の支配(経営者支配)を進めようとすることがある。コーポレートガバナンスは、このような経営者支配をどのように規制するのかがという問題であり、具体的には、①効率的な経営の確保、②経営上の違法行為の抑止(コンプライアンスの確保)が議論されている。

2. 税理士の機能

これに対して、非上場会社である中小企業の場合、一般的に、このようなコーポレートガバナンスの議論をそのままではめくることができない。なぜならば、中小企業の多くが「株主II経営者」という構造となっており、「所有と経営が一致」しているからである。経営者の利益は株主の利益であり、株主による経営者の監視は必要とされない。その結果、会社の利益よりも私利私欲の追求が優先されたり、無秩序な行為が行われたりする場合があることは否定できない。このような環境にある中小企業に対しては、中小企業を支えている関係者(税理士、金融機関等)を含めたコーポレートガバナンスの構築が必要である。

① 税務代理人としての機能 税理士は、委嘱者である納税義務者の援助を通じて、納税義務者の納税義務を適正に実現することにより、申告納税制度の円滑化や適正な運営に資すること

② 会計参与としての機能 会計参与は、会計に関する専門的識見を有する税理士等が、取締役と計算書類を共同して作成し、その計算書類を取締役とは別に保管・開示する職務等を担うものである(会社法374)。

③ 認定支援機関としての機能 いわゆる中小企業経営力強化支援法が平成24年8月に施行され、中小企業の経営力の強化を図るため、経営革新等支援機関(以下「認定支援機関」という)の認定制度が創設された。これは、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を国が認定することにより、中小企業支援の多様化・活性化を図ろうとするものである。その認定対象に税理士も含まれている(会社法333③)。また、

3. 中小企業のコーポレートガバナンスと税理士

税理士が様々な角度からその機能を発揮することにより、効率的な経営の確保や経営上の違法行為の抑止が働き、中小企業のコーポレートガバナンスの確立に役立つこととなる。

4. おわりに

税理士には、中小企業のコーポレートガバナンスの確立に役立つ機能が法律制度上は備わっていることが確認できた。しかしながら、それが実効性のあるものと



鈴木涼介 【芝】

保されず利益調整等の恣意的な操作の恐れが高いため、これらの適用はないということを意味する。このような問題の解決策として、中小企業のコーポレートガバナンスの確立は有用ではないだろうか。例えば、認定支援機関とともに事業計画を策定する段階で、利益運動給与のような支給形態を定めておき、その事業計画が達成できた場合にその定めのとおり給与支給するということである。

【参考文献等】

- ※1 江頭憲治郎『株式会社法(第3版)』有斐閣 47頁。
※2 中小企業と一言でいっても千差万別であるが、本稿における中小企業は「大」株主II経営者」という「所有と経営が一致」している企業を前提としている。
※3 国税庁は「大企業の税務コンプライアンスの維持・向上には、コーポレートガバナンスが重要であるため、経営責任者等との意見交換を行い、効果的な取組事例を紹介するなどの取組を進める」としている(国税庁「国税庁レポート2012」8頁)。中小企業の場合と角度は異なるが、税務コンプライアンスとコーポレートガバナンスが密接な関係にあることを示している。
※4 会計参与のガバナンス機能については、日本税理士会連合会(会計参与普及促進特別委員会)「企業統治における会計参与の役割に関する意見(平成22年5月24日)」においても、その有用性が指摘されている。
※5 財務省主税局税制第三課課長補佐 佐々木浩 他「平成18年度税制改正の解説」327頁「平成19年度税制改正の解説」330頁。